

平成十二年建設省令第四十三号

砂防法第四十四条及び砂防法施行規程第八
条ノ四の規定により地方整備局長又は北海
道開発局長に委任する職権を定める省令^甲

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四十四
条及び砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八
十二号）第八條ノ四の規定に基づき、砂防法第四
十四条及び砂防法施行規程第八條ノ四の規定によ
り地方整備局長又は北海道開発局長に委任する職
権を定める省令を次のように定める。

砂防法（以下「法」という。）及び砂防法施
行規程に規定する国土交通大臣の職権のうち、
次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開
発局長に委任する。ただし、第七号に掲げる職
権については、国土交通大臣が自ら行うことを
妨げない。

一 法第四條第二項の規定により同條第一項の職
権を施行すること。

二 法第六條第二項の規定により指示すること
（砂防設備により特に利益を受ける地方公共団
体が二以上の地方整備局の管轄区域にわたる場
合を除く。）。

三 法第六條第三項の規定により法の規定による
都道府県知事の職権のうち法第七條、第八條、
第十一條ノ二（砂防設備台帳の調製及び保管に
係るものに限る。）、第二十二條及び第二十三條
に規定するものを直接施行すること。

四 法第十八條第二項の規定により費用を追徴す
ること。

五 法第二十九條の規定により許可を取り消し、
その効力を停止し、若しくは条件を変更し、又
は設備の変更若しくは原形の回復を命じ、若し
くは必要な設備を命じること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げる国土交通
大臣の職権に係る法第三十條及び第三十六條か
ら第三十九條までに規定する国土交通大臣の職
権を行うこと。

七 法第三十二條第一項の規定により指示をする
こと。

八 砂防法施行規程第六條から第八條までの規定
により通知すること。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律
（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平
成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日国土交通省
令第二十七号）

この省令は、公布の日から施行する。